

令和8年度 償却資産（固定資産税）の申告について

香川県三豊市

平素は市税につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度の償却資産の申告の時期がまいりました。

償却資産の所有者は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により毎年1月1日現在に所有している事業用償却資産について、期限内に申告することになっています。

下記の要領によって申告書を作成のうえ、必ず期限内に申告してください。

申告期限 令和8年2月2日（月）

（早めの申告にご協力をお願いします。）

提出書類

前年度に償却資産の申告をされた方

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- 種類別明細書（減少資産用）

新たに償却資産の申告をされる方

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）

廃業・解散をされた方

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
(備考欄に解散日等、その旨が分かるようご記入ください。)

提出・お問合せ先

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

三豊市役所 市民環境部 税務課 固定資産税グループ

TEL 0875-73-3006 FAX 0875-73-3020

市内の各支所でも受付できますので、最寄りの窓口へ提出してください。郵送又はエルタックスでの申告にご協力ください。FAXによる申告はできません。

郵送による申告で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

1 償却資産の範囲

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）です。具体的には、構築物（建物附属設備を含む。）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の固定資産をいいます。

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

《 償却資産の例示 》

種類	資産具体例	
	煙突・橋・埠・門・舗装路面・広告宣伝塔・水槽・打込井戸・岸壁さん橋・ドック軌条・その他土地に定着する土木設備等	
第1種 構築物	建 物 附 属 設 備	造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価しますが、次に掲げるものは償却資産として取り扱います。 (1) 建物の所有者以外の者（テナント等）が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等 (2) 建物所有者が施工した設備にあっても次に掲げるもの (イ) 生産事業の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備・製品の冷却用・給排水設備・加熱用のガス設備・ボイラーエquipment等） (ロ) 建物から独立した諸設備（ネオン広告塔設備・屋上看板・スポットライト・外灯等）
第2種 機械及び 装置	電気・化学・土木・建設・印刷・食品・医療用等各機械・冷暖房用の附属機械・運搬設備（コンベア等）ホイスト・クレーン等の揚重機・その他物品の製造修理等に使用する機械装置等・太陽光発電設備	
第3種 船舶	モーターボート・貸ヨット・貸ボート・汽船・曳船等	
第4種 航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダー等	
第5種 車両及び 運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等（ナンバープレート分類番号が「0」「00~09及び000~099」「9」「90~99及び900~999」のもの） 自転車・リヤカー・荷車・構内運搬具・ロードローラー・タイヤローラ・台車等（自動車税、軽自動車税の課税客体であるものを除く） なお、償却資産として固定資産税の対象であった農耕作業用トレーラのうち、小型特殊自動車に分類されるものは軽自動車税（種別割）の対象になります。	
第6種 工具、器具 及び備品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備・クーラー・テレビ・ラジオ・ステレオ・応接セット・陳列ケース・ネオン管・業務用の備品什器類・測定工具・取付工具・切削工具・鍛圧工具・雑工具等	

2 記入上問題となる資産について

次に掲げる資産は、いずれも申告を必要としますのでご注意ください。

- (1) 企業会計上、建設仮勘定に経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産。
- (2) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終えて帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (3) 遊休及び未稼動資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にある資産。
- (4) 事業を行わないものが所有し、他へ事業用として貸し付けているリース資産。
- (5) 改良費。(新たな資産とみなし、本体とは別に申告してください。この場合、資産の名称等欄に「○○○の改良」と従来所有の資産への資本的支出が分かる様に明記してください。)
- (6) 耐用年数が1年未満の資産又は取得価格20万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が、「個別償却」を選択した資産。(「一括償却」の対象とされたものは課税客体としません。)
- (7) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産。

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。特に、機械及び装置につきましては390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分より適用されています。評価額の計算は、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度以降は改正後の耐用年数に応じた減価率で算出してください。

3 債却資産申告書及び種類別明細書の記入について

巻末の記入例を参照して、令和8年1月1日現在の資産を下記の要領で記入してください。

※「個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）」の記載が必要です。

(1) 前年度申告された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産（又は申告もれ資産）及び減少した資産を記入してください。

(2) 初めて申告される方

令和8年1月1日現在において所有している資産を記入してください。

(3) 資産の増減のない方

償却資産申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。

(4) 価額の算出方法

- ① 前年中に取得した資産…取得価額×A
- ② 前年前に取得した資産…前年度評価額×B
- ③ 前年前に取得した償却資産で新たに課税されるもの…取得価額×A×Bⁿ⁻¹

(注) 1 A及びBは償却資産残存率表に掲げる耐用年数に応ずるA欄及びB欄の減価残存率をいいます。

2 当該償却資産を取得した日から前年までの経過年数をいいます。

$n = (\text{評価額を求める年度} - \text{取得年次})$

4 課税標準の特例を受ける資産について

地方税法第349条の3又は同法附則第15条の適用を受ける場合は、種類別明細書の課税標準の特例欄に記入し、特例に該当することを証明する書類の写しを添付のうえ提出してください。

5 その他

課税標準額及び税率

課税標準額は毎年1月1日現在の償却資産の価額で償却資産課税台帳に登録されたものです。

税率は1.4%です。(例) 課税標準額が200万円の場合の年税額は2万8千円です。

免税点

三豊市内に同一人が所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

課税台帳の閲覧

償却資産の価額等が決定すると、固定資産課税台帳に登録し、4月1日から閲覧に供します。この価額等に不服のある方は、固定資産税課税台帳に登録した旨を市長が公示した日から納税通知書受付後3か月までの間において、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

申告しない場合又は虚偽の申出をした場合

正当な事由がなく申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合は罰則が適用され、延滞金が追徴される場合があります。

(注) 廃業、解散、該当資産がない場合は、償却資産申告書(償却資産課税台帳)備考欄に内容を記入のうえ、申告してください。

この申告の説明について不明な点がある場合、申告書類への記入方法がわからない場合又は申告書類が不足する場合は、お申し出ください。

令和8年度償却資産種類別明細リスト

同封している令和8年度償却資産種類別明細書リストは、令和7年度に申告していただいた資産をすべて電子計算機に入力したのち、定率法で減価し、令和8年度残存価額を計算しています。

また残存価額が5%以下になる場合は5%に据え置いています。

(注) 定額法によって申告された方は、全て定率法に換算しています。

6 電子申告の対応

便利な電子申告が利用できます。

詳細は下記ホームページ等をご覧ください

- ・ホームページ⇒<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- ・電話(ヘルプデスク)によるお問合せ【受付時間9:00~17:00(土日祝、年始年末を除く)】
0570-081459
03-6745-0720(上記の電話番号でつながらない場合)

償却資産残存率表

(注) 前年前取得のものは前年度評価額に適用する率

耐用年数	減価残存率										
	前年中取得のものA	前年前取得のものB									
2	0.658	0.316	26	0.957	0.915	51	0.978	0.956	76	0.985	0.970
3	0.732	0.464	27	0.959	0.918	52	0.978	0.957	77	0.985	0.970
4	0.781	0.562	28	0.960	0.921	53	0.978	0.957	78	0.985	0.971
5	0.815	0.631	29	0.962	0.924	54	0.979	0.958	79	0.985	0.971
6	0.840	0.681	30	0.963	0.926	55	0.979	0.959	80	0.986	0.972
7	0.860	0.720	31	0.964	0.928	56	0.980	0.960	81	0.986	0.972
8	0.875	0.750	32	0.965	0.931	57	0.980	0.960	82	0.986	0.972
9	0.887	0.774	33	0.966	0.933	58	0.980	0.961	83	0.986	0.973
10	0.897	0.794	34	0.967	0.934	59	0.981	0.962	84	0.986	0.973
11	0.905	0.811	35	0.968	0.936	60	0.981	0.962	85	0.987	0.974
12	0.912	0.825	36	0.969	0.938	61	0.981	0.963	86	0.987	0.974
13	0.919	0.838	37	0.970	0.940	62	0.982	0.964	87	0.987	0.974
14	0.924	0.848	38	0.970	0.941	63	0.982	0.964	88	0.987	0.974
15	0.929	0.858	39	0.971	0.943	64	0.982	0.965	89	0.987	0.974
16	0.933	0.866	40	0.972	0.944	65	0.982	0.965	90	0.987	0.975
17	0.936	0.873	41	0.972	0.945	66	0.983	0.966	91	0.987	0.975
18	0.940	0.880	42	0.973	0.947	67	0.983	0.966	92	0.987	0.975
19	0.943	0.886	43	0.974	0.948	68	0.983	0.967	93	0.987	0.975
20	0.945	0.891	44	0.974	0.949	69	0.983	0.967	94	0.988	0.976
21	0.948	0.896	45	0.975	0.950	70	0.984	0.967	95	0.988	0.976
22	0.950	0.901	46	0.975	0.951	71	0.984	0.968	96	0.988	0.976
23	0.952	0.905	47	0.976	0.952	72	0.984	0.968	97	0.988	0.977
24	0.954	0.908	48	0.976	0.953	73	0.984	0.969	98	0.988	0.977
25	0.956	0.912	49	0.977	0.954	74	0.984	0.969	99	0.988	0.977
			50	0.977	0.955	75	0.985	0.970	100	0.988	0.977

記入例

1 ~ 14 の各項目の内容を記入してください。

住所及び電話番号を記入してください。
ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び
部屋番号も略さず記入してください。

氏名を記入し、ふりがなを付してください。
所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
屋号があれば記入してください。
社印及び代表者印の押印は必要ありません。

申告の年度を記入してください。

個人番号12桁又は法人番号13桁を右詰で記入してください。

受付印	令和 8 年 1 月 ○○ 日	1 三豊市長 殿	令和 8 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)	※ 所有者コード	
所有者	1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	2 三豊市高瀬町下勝間2373番地1 (電話 0875-73-○○○○)		3 個人番号又は法人番号 4	8 短縮耐用年数の承認 9 有・無
	2 氏名 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 (ふりがな)	3 (株) 三豊太郎車両 代表取締役 三豊 太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本金等の額) 5 自動車修理 (7 百万円)	9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記帳 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法 14 青色申告 有・無
資産の種類		14 取得価額		15 市内における事業所等資産の所在地 10 ① 三豊市○○町 ② 三豊市△△町 ③	事業所等資産の所在地が1箇所だけで、その所在地が「1住所(又は納税通知書の送付先)」と同一の場合には、本欄の記入の必要はありません。
1 構築物	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)	16 借用資産 (有・無) 11 貸主の名称等 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。有の場合、貸主の名称等も記入してください。
2 機械及び装置	1 200 000	200 000	500 000	1 500 000	17 事業所用家屋の所有区分 12 自己所有・借家 事業所用の家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
3 船舶					18 備考(添付書類等)
4 航空機	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	(イ)-(ロ)+(ハ)で算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	13 ※前年中資産増減なし・該当資産なしの場合は、その旨を備考欄に記入の上、提出をお願いします。 ※下記に該当する場合も備考欄に記入の上、提出してください。 ①添付書類がある場合は、その書類の名称 ②前年中に所有者の住所、氏名、名称等に異動があった場合は、異動年月日及び異動前の住所等 ③納税管理人を定めている場合は、管理人の住所、氏名 ④事業を解散・廃止した場合は、その年月日 ⑤その他この申告に必要な事項
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計	1 200 000	200 000	500 000	1 500 000	
資産の種類		評価額(木)	※ 決定価格(ヘ)	※ 課税標準額(ト)	
1 構築物	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円		
2 機械及び装置					
3 船舶	評価額の合計額を資産の種類別に記入してください。				
4 航空機	新規・全資産の場合は、「評価額(木)」と種類別明細書(増加資産・全資産用)の「価額」の合計額と同じになります。				
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

記入例

令和 8 年度

申告の年度を記入してください。

どちらかに○をつけてください。

増加資産明細書の何枚目であるか記入してください。

※ 所有者コード	※

種類別明細書(増加資産)・全資産用

所有者名	3 枚のうち
(株)三豊太郎車両	
3 枚目	

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ) 取得価額	(ロ) 耐用年数	(ハ) 減価残存率	価額		(ハ) ※課税標準の特例	※課税標準額	増加理由	摘要
					年号	年				4	5				
					7	8				9	10				
01	2		排気ガステスター	1565	10	09	1,000,000	3	0.732	1565	732,000			1・2 3・4	
02	6		冷蔵庫	1565			400,000	6	0.840		336,000			1・2 3・4	
03															

①～⑨の各項目の内容を記入してください。

①【資産の種類】 「1=構築物(建物附属設備含む。) 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品」の数字で記入してください。

②【資産コード】 記入不要です。

③【資産の名称等】 資産の名称・規格等を漢字、ひらがな、カタカナのいずれかの文字40字以内で左詰で記入してください。

④【数量】 資産の数量を記入してください。

⑤【取得年月】 年号欄は、「1=明治 2=大正 3=昭和 4=平成 5=令和」の数字で記入してください。(例)平成9年6月は「40906」となります。

⑥【取得価額】 償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)を記入してください。

法人税及び所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

⑦【耐用年数】 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年数を記入してください。

中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。

⑧【価額】 3ページ3の(4)価額の算出方法により計算した償却資産の価額を記入してください(本件の記載内容は例示ですのでご注意ください)。

⑨【増加理由】 「1=新品取得 2=中古品取得 3=移動による受け入れ 4=その他」として、該当する番号を○で囲んでください。

記入例

申告の年度を記入してください。

※資産の減少がある場合は提出してください。

減少資産明細書の何枚目であるか記入してください。

令和 8 年度

※ 所有者コード	※
----------	---

種類別明細書(減少資産用)

所有者名	1 枚のうち
(株)三豊太郎車両	1 枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取 得 価 額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要
					年号	年	月				1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	
01	6	1 2 3 4 5 6	応接セット	1	3	61	7	十億 百万 千 円	1 250 000	5	1 (2) 3 4 (1) 2	廃棄
02	6	6 5 4 3 2 1	ガスマーテー	1	4	8	6		700 000	10	(1) 2 3 4 (1) 2	(株)△△△△へ売却
03												

① ~ ⑨ の各項目の内容を記入してください。

①【資産の種類】 「1=構築物(建物附属設備含む。) 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品」の数字で記入してください。

②【抹消コード】 同封の償却資産種類別明細書(資料用)に記載されている資産コードを記入してください。番号は右詰で記入してください。

③【資産の名称等】 資産の名称・規格等を漢字、ひらがな、カタカナのいずれかの文字40字以内で左詰で記入してください。

④【数量】 資産の数量を記入してください。

⑤【取得年月】 年号欄は、「1=明治 2=大正 3=昭和 4=平成 5=令和」の数字で記入してください。(例) 平成9年6月は「40906」となります。

⑥【取得価額】 減少した資産の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対する取得価額を記入してください。

⑦【耐用年数】 同封の償却資産種類別明細書(資料用)に記載されている耐用年数を記入してください。

⑧【減少の事由及び区分】 事由:「1=売却 2=減失 3=移動 4=その他」、区分:「1=全部 2=一部」として、該当する番号を○で囲んでください。

⑨【摘要】 資産が減少した事由について、1の場合は売却先の名称等、2の場合は減失の理由等、3の場合は受け入れ先の名称と所在地等、4の場合はその理由を分かるように記入してください。減少の区分が一部の場合は次の例のように記入してください。(例)当初取得価額50万円(数量5)のうち20万円(数量2)分減少 その他、資産が減少した理由について記入してください。